



発行 新潟県

第 11 号

平成30年2月9日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

- 115 新潟県議会2月定例会の招集(政策課)
- 116 救急病院等の指定(医務薬事課)
- 117 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 118 保安林の指定予定(治山課)
- 119 保安林の指定解除予定(治山課)
- 120 保安林の指定解除予定(治山課)
- 121 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 122 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 123 公共測量の終了通知(監理課)
- 124 公共測量の終了通知(監理課)
- 125 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課)
- 126 道路の区域変更(道路管理課)
- 127 道路の供用開始(道路管理課)
- 128 建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定の改正(建築住宅課)
- 129 都市計画の図書の写しの縦覧(下水道課)
- 130 都市計画の図書の写しの縦覧(下水道課)

## 公 告

一般競争入札の実施(法務文書課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

## 公安委員会規則

- 2 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則(生活安全企画課)

## 公安委員会告示

- 15 銃砲刀剣類所持等取締法による医師の指定の一部改正(生活安全企画課)
- 16 運転免許取得者教育の認定取消(運転免許センター)

## 告 示

## ◎新潟県告示第115号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、新潟県議会2月定例会を平成30年2月19日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

## ◎新潟県告示第116号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年2月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 名称 中条中央病院
- 2 所在地 胎内市西本町12番1号
- 3 有効期間 平成30年3月7日から  
平成33年3月6日まで

## ◎新潟県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成30年2月9日

新潟県知事 米山 隆一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム三 の丸	新潟県新発田市大手 町4丁目3番4号	社会福祉法人御幸 会	平成30年2月1 日

## ◎新潟県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成30年2月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県村上市寺尾字川原349の1、349の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年2月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県魚沼市上折立字松倉沢907の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
 （「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

する。)

#### ◎新潟県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年2月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県魚沼市大板山字浦山1279の235（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ◎新潟県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年2月9日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 退任  
理事 新潟市北区笹山2560番地 仲川 信吉  
退任年月日 平成30年1月31日

#### ◎新潟県告示第122号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
糸魚川市	糸魚川市の地籍図及び地籍簿 大字藤崎の一部

- 2 認証年月日  
平成30年2月1日

#### ◎新潟県告示第123号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（平成29年度 1/2,500管内図（白図）業務委託）
- 2 作業期間 平成29年4月28日から平成29年12月20日まで
- 3 作業地域 村上市

#### ◎新潟県告示第124号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（地殻変動調査）
- 2 作業期間 平成29年8月1日から平成29年9月13日まで
- 3 作業地域 新潟市

#### ◎新潟県告示第125号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

路線名	区間	左右の別	延長(m)
県道上小沢上越妙高停車場線	上越市大和二丁目622番3から 同市大和二丁目182番14まで	右	95m
	上越市大和二丁目610番5から 同市大和二丁目182番14まで	左	95m

#### ◎新潟県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市新屋字新田2455番3から 同市中新保字新田777番まで	新	8.0～17.7メートル	432.3メートル
	旧	7.2～18.0メートル	432.2メートル

#### ◎新潟県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間  
村上市新屋字新田2455番3から同市中新保字新田777番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月9日

#### ◎新潟県告示第128号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により、同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者の指定（平成20年12月5日新潟県告示第1827号）の一部を次のとおり改正する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部

分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
1 下表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程</u> にあっては、修了した後、それぞれの区分に応じ、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者				1 下表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者			
(い)	(ろ)	(は)		(い)	(ろ)	(は)	
学校教育法による大学又は高等専門学校	(略)	(略)		学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校	(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)				(略)			
(注)(ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による <u>大学を卒業した者</u> にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)、 <u>専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)</u> 、 <u>短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)</u> 又は <u>専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)</u> の規定の例によるものとし、 <u>学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者</u> にあっては <u>専門職大学設置基準</u> の規定の例によるものとし、 <u>学校教育法による高等専門学校</u> にあっては <u>高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)</u> の規定の例によるものとし、 <u>防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校</u> にあっては <u>大学設置基準</u> の規定の趣旨に準じて行うものとし、 <u>職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校</u> にあっては <u>短期大学設置基準</u> の規定の趣旨に準じて行うものとし、 <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校</u> にあっては <u>高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)</u> の規定の例によるものとする。				(注)(ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による <u>大学(短期大学を除く。)</u> にあっては <u>大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)</u> の規定の例によるものとし、 <u>学校教育法による短期大学</u> にあっては <u>短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)</u> の規定の例によるものとし、 <u>学校教育法による高等専門学校</u> にあっては <u>高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)</u> の規定の例によるものとし、 <u>防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校</u> にあっては <u>大学設置基準</u> の規定の趣旨に準じて行うものとし、 <u>職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校</u> にあっては <u>短期大学設置基準</u> の規定の趣旨に準じて行うものとし、 <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校</u> にあっては <u>高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)</u> の規定の例によるものとする。			
2 下表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者				2 下表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者			
(い)	(ろ)	(は)	(に)	(い)	(ろ)	(は)	(に)
(略)				(略)			
学校教育法による中学校又は義務教育学校	(略)	(略)	(略)	学校教育法による中学校	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(注)(略)				(注)(略)			
3 下表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業				3 下表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)によ			

能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者				る職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者			
(い)	(ろ)	(は)	(に)	(い)	(ろ)	(は)	(に)
(略)				(略)			
学校教育法による		(略)	(略)	学校教育法による		(略)	(略)
中学校又は義務教育学校		(略)	(略)	中学校		(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
(注)(略)				(注)(略)			
4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士				4 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士			
5～7 (略)				5～7 (略)			

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1号の改正は、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)の施行の日(平成31年4月1日)から施行する。

◎新潟県告示第129号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 上越都市計画下水道  
名称 上越市公共下水道(大潟処理区)
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第130号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 柿崎都市計画下水道  
名称 上越市公共下水道(柿崎処理区)
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、荷物運送業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年2月9日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の件名

荷物運送業務

(2) 調達案件の仕様等

新潟県庁から発する荷物の運送業務。その他入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県庁及び各運送先

(5) 入札方法

入札は、単価に発送予定数量を乗じた金額の合計金額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 本公告の日現在で、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する事業の許可を有している者であること。

(6) 本調達に係る仕様書の内容を、全国規模で再委託することなしに履行が可能であることを確認できる者であること。

(7) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部法務文書課文書係

電話番号 025-280-5018(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成30年3月2日(金)(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで上記(1)の場所で交付する。

(3) 入札執行の日時及び場所

平成30年3月23日(金)午後2時

新潟県庁行政庁舎16階入札室

(4) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記(1)に定める場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に調達する役務の件名及び入札執行日を記載する。)をもって入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第43条第1号に該当する場合は免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

## (4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を平成30年3月8日（木）午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、契約当事者の確認を受けなければならない。

## (5) 参加資格の確認結果の通知

ア 参加資格の確認結果については、入札参加資格確認書等を提出したものにそれぞれ書面により通知する。

イ 参加資格の確認結果の通知は、平成30年3月15日（木）午前9時から午後5時まで上記3(1)の場所で行う。

## (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## (7) 契約書作成の要否 要

## (8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

## (9) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約当事者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (10) 調達手続の停止

平成30年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

## (11) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature of the services to be procured:

Delivery of luggage

## (2) Time and place of bidding:

2:00p.m. March 23, 2018

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

## (3) For more information, contact:

Legal Documents Division

Niigata Prefectural Government

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

〒950-8570

Tel 025-280-5018

E-mail:ngt010020@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。



平成30年2月9日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

## 1 入札に付する事項

### (1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### (4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた者であること。

(4) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 平成25年1月1日以降、400床以上の病床数を有する病院において当該業務を12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 収集・運搬・処分の各業務について「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受けていること。

(9) 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック類を処分するための施設を複数有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は平成30年3月16日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成30年3月16日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認書類の様式は入札説明書による。

## 5 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日(月)午後1時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付する

こと。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased;

Disposal and commission of infectious waste generated from Niigata Prefectural Shibata Hospital and Niigata Rheumatic Center

(2) Deadline for bid submission

1 : 30 P.M. March 26, 2018

(3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

Address: 1 - 2 - 8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588 JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2517

---

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波吸引器装置システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月9日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波吸引器装置システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成30年2月15日(木)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年2月19日(月)午前10時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

### 一般競争入札の実施について(公告)

---

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立中央病院感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年2月9日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

##### (4) 履行場所

新潟県立中央病院

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 廃棄物の処理に関する法律に基づく許可を受けた者であること。

(7) 200床以上の病床数を有する病院において、当該業務を平成26年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は平成30年3月9日(金)午後1時00分までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成30年3月9日に必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

#### 5 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日(月)午前9時00分

新潟県立中央病院 講堂1

#### 6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

## 7 Summary

## (1) Nature and quantity of the services to be purchased:

Disposal and commission of infectious waste and plastic waste generated from Niigata Prefectural Central Hospital

## (2) Deadline for bid submission:

9 : 00A.M. March 26, 2018

## (3) For more information, contact:

Management Division in Japanese,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

\*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

超音波画像診断装置 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成30年3月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年2月19日(月)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第2号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月9日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 法第4条の3第2項の規定による指定		1 法第4条の3第2項の規定による指定	
診断の対象者	医師	診断の対象者	医師
介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2第1項</u> に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者	（略）	介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者	（略）
2 法第12条の3の規定による指定		2 法第12条の3の規定による指定	
診断の対象者	医師	診断の対象者	医師
（略）		（略）	
介護保険法第5条の <u>2第1項</u> に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者	（略）	介護保険法第5条の <u>2</u> に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者	（略）

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第15号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）第2条第2項の規定により指定した銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師（平成27年12月新潟県公安委員会告示第133号）を次のとおり改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年2月9日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

医師の氏名	勤務する医療機関の所在地及び名称	診断の対象者
村 竹 辰 之	新潟市中央区古町通五番町608番地301 古町心療クリニック	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げ
田 中 晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川 室 優	上越市西城町2丁目8番30号	

	医療法人高田西城会高田西城病院	る者であるかどうかを調査する必要がある者
福多真史	新潟市西区真砂1丁目14番1号 国立病院機構西新潟中央病院	令第8条第3号に定める病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要がある者
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
池内健	新潟市中央区旭町通一番町754番地 国立大学法人新潟大学医歯学総合病院	介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川室優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	

## ◎新潟県公安委員会告示第16号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第5項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育の認定を取り消した。

平成30年2月9日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

## 1 取り消した運転免許取得者教育の認定

## (1) 施設の名称及び所在地並びに代表者の氏名

妙高自動車学校

上越市中郷区稲荷山598番地

中田 浩一

## (2) 課程の区分及び名称

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第

1条第1号 四輪車基本教育

規則第1条第2号 二輪車基本教育

規則第1条第7号 大型自動二輪車等の二人乗り教育

規則第1条第8号 高度習熟教育

## 2 取消年月日

平成30年2月1日